新型コロナの影響を受けた農業者のみなさまへ

経営継続補助金



支援機関にご相談を!

<目 的>

本補助金は、農林漁業者が<u>新型コロナウイルス感染症拡大による影響を乗り</u> 越えるため、感染防止対策や販路回復・開拓、経営継続のための取組を総合 的かつ迅速に支援するものです。

<対象者> 農林漁業者(個人·法人)

※常時従業員が20人以下(集落営農法人も対象)

注意1:単独申請と共同申請参画との併願や、複数の共同申請への参画は認められません。

注意2:「次期作支援交付金」と同一の取組内容は認められません。

<補助対象経費> 特例として5月14日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

1 経営継続に関する 取組に要する経費

補助率 3/4 (自己負担1/4) 補助上限額 100万円(※)

共同申請の場合は1,000万円

②感染拡大防止

の取組に要する経費

共同申請の場合は500万円

【ポイント1】補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

(例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等(裏面例示) の導入

(例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるレイアウト変更

(例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法(ネット販売、無人販売など)の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

(例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定

(例2) Web会議システムの導入



【ポイント2】支援機関(裏面参照)によるサポートを受け、「支援機関確認

書」を発行してもらってから申請する必要があります。

※支援機関は申請代行機関ではありません!

☞裏面へ

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例(公募要領から抜粋)



農薬散布用ドローン



全自動定植機



たまねぎ掘り取り機



発情発見装置



れんこん収穫機

注意1:導入により作業員間の接触を減らせることが大前提です!

注意2:単なる取替え更新(同能力、同性能)は対象外です!

<スケジュール(予定)>

★一次受付締切 7月29日(当日消印有効)※支援機関への書類提出は7月17日まで

★採択・不採択通知 8~9月頃(審査結果の内容は不開示)

★実績報告 対象経費を支払ってから30日以内(最終期限:R3年1月末)

★補助金交付 実績報告後(遅くとも年度内)

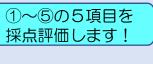
■『原則、採択(交付決定)の通知があってから、発注・契約し、 し遅くとも12月末までに支払い(※立替払)を終えていること。



<採択審査>※ポイントの高い順に採択

① 経営状況・経営方針の適正性

- ② 新型コロナウイルス感染症による影響
- ③ 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための取組の実現可能性
- ④ 本補助金が経営上にもたらす効果
- ⑤ 積算の透明性・適正性



外部有識者

予算枠が限られており、不採択となることも十分ありえます!

採択された場合にあっても、事業完了後、会計検査院が実地検査に入る可能性があり、 補助要件等を満たしていない場合には、補助金返還を求められることもあります。

く問い合わせ先>

評

頂

目

佐賀県担い手育成総合支援協議会(事務局:佐賀県農業会議) Tel 0952-20-1810 E-mail sanoukai@sanoukai.jp